

香川労働局発表
平成 26 年 10 月 24 日

担	香川労働局労働基準部賃金室 賃金室長 松木 浩章
当	賃金室長補佐 秋友 高廣
	電話 (087) 811-8919
	夜間 (087) 811-8926

香川県特定（産業別）最低賃金の改正答申について — 香川地方最低賃金審議会答申 —

香川地方最低賃金審議会（会長 松浦明治 弁護士）は、県下の船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金ほか 3 件の特定（産業別）最低賃金の改定について、平成 26 年 8 月 5 日に香川労働局長（局長 加藤敏彦）から諮問を受け、それぞれ専門部会を設置して調査審議を行ってきたが、10 月 24 日までに同局長に対して下表のとおり改正決定することが適当である旨の答申を行った。

今後は、この答申内容についての異議申出に関する手続きを経て、下表のとおり発効となる予定である。

特定最低賃金は、県内の下表に示す産業で働く基幹的労働者に適用されるもので、地域別に設定されている香川県最低賃金（時間額 702 円）を上回る金額となっている。

県内の特定最低賃金適用労働者数は、約 14,600 人。

最低賃金件名	最低賃金額	引上げ額	効力発生（予定）日
	時間額		
冷凍調理食品製造業最低賃金	748 円	3 円 (0.40%)	平成 26 年 12 月 15 日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	836 円	13 円 (1.58%)	平成 26 年 12 月 25 日
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	844 円	14 円 (1.69%)	平成 26 年 12 月 19 日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	790 円	13 円 (1.67%)	平成 26 年 12 月 15 日

特定最低賃金の適用を除外されるもの

○冷凍調理食品製造業最低賃金

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は雑役の業務
 - ロ 手作業による原料の前処理の業務
 - ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

○香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

○香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

○香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は貯いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

最低賃金制度の概要

1 最低賃金制度とは

国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度をいう。

使用者が最低賃金額より低い賃金を支払ったときは、また、仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意のうえで定めても、それは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

2 最低賃金の種類と適用最低賃金は、産業や職種にかかわりなく地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば冷凍調理食品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業など特定の産業で働く基幹的労働者に適用される「特定最低賃金」の二本立てになっている。

香川県の場合、「地域別最低賃金」である香川県最低賃金（時間額702円）に対し、より高い「特定最低賃金」として、

- ・香川県冷凍調理食品製造業最低賃金
- ・香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- ・香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、製造業最低賃金

の4件が設定されている。

3 最低賃金の決定等

(1) 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、

- ① 労働者の生計費
- ② 類似の労働者の賃金
- ③ 通常の事業の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定又は改正されることとなっており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

(2) 最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれており、都道府県別に適用される最低賃金は、各地方最低賃金審議会の審議により、決定又は改正することとなっている。

なお、「特定最低賃金」の決定・改正等は、「地域別最低賃金」と異なり、関係労使の申出を経ることを要件とし、決定・改正等の必要性の有無が審議される。

審議の結果、「必要性有り」の答申が得られた後、局長から諮問が行われ、最低賃金専門部会が設置されて、「特定最低賃金」の決定・改正等が行われる。

(3) 香川地方最低賃金審議会は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各5名の合計15名で構成される。

(4) 特定最低賃金の専門部会は、最低賃金法第25条による最低賃金の決定又は改正の決定について、地方最低賃金審議会が労働局長から調査審議を求められた時に設置される部会であり、任務終了後には廃止される。

公労使各側3名の合計9名で組織され、労使各側3名のうち少なくとも2名は、当該産業に直接関係する労使から選任されることになっている。

香川県の最低賃金額の推移

